

基本的項目		
	問	答
1	赤ちゃんの1か月健診とは何か。	生まれてから概ね1か月が経過した時期に医療機関等で受ける健康診査です。
2	赤ちゃんの1か月児健診では何を診察するのか。	健診を実施する医療機関等によって異なりますが、費用助成の対象となる健診項目は、以下の項目です。 身体発育状況、栄養状態、疾病及び異常の有無、新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況の確認、ビタミンK2投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与、育児上問題となる事項。
3	赤ちゃんの1か月児健診はお金がかかるのか。	赤ちゃんの1か月児健診は、保険証は使用できない自由診療（自費診療）です。自由診療のため、こども医療費も適用外であり各医療機関で価格を決定しています。
4	赤ちゃんの1か月児健診の費用助成とは何か。	本来は自由診療のため、実費が発生しますが、令和6年10月1日受診分からは上限4,000円まで、 令和7年4月1日受診分からは上限6,000円まで 、神戸市が負担します。こども1人に対して、費用助成は1回です。 令和7年4月1日受診分から、費用助成の上限額が6,000円になりました。
5	費用助成を受けるにはどうすれば良いか。	令和6年10月1日以降に、神戸市1か月児健診費用助成実施医療機関で専用の受診券を使用して、健診を受診してください。受診券を使用すれば、医療機関等は1か月児健診にかかった費用から4,000円（ 令和7年4月1日以降の受診は6,000円 ）を差し引きます。（Q.8参照）
6	健診の費用が4,000円（ 令和7年4月1日以降の受診は6,000円 ）を超えたらどうなるのか。	健診費用が4,000円（ 令和7年4月1日受診分から6,000円 ）を超えた分は、保護者の方が実費を医療機関等にお支払いください。
7	健診の費用が4,000円（ 令和7年4月1日以降の受診は6,000円 ）を下回ったときは受診券が使えるのか。	受診券をお使いいただけます。ただし、おつりはお支払いできません。
8	受診券はどこで受け取れるのか。	令和6年9月30日までに母子健康手帳を受け取られた方は、神戸市1か月児健診費用助成を実施する医療機関等（別紙参照）の受付で受診券を受け取ってください。 <u>ただし、兵庫県外で1か月児健診を受診する場合は、経過措置として「県外里帰り用神戸市1か月児健診受診券」を神戸市ホームページに掲載いたしま</u>

		<p>すので、そちらから各自印刷してご使用ください。</p> <p><u>(Q.15 参照)</u></p> <p>令和6年10月1日以降に母子健康手帳を受け取られた方は、母子健康手帳と一緒にお渡します。</p> <p>その他郵送での配布はしておりませんので、ご了承ください。</p>
9	神戸市1か月児健診の費用助成を実施する医療機関はどこか。	<p>別紙の一覧に記載の医療機関で実施しています。</p> <p>なお神戸市1か月児健診の費用助成を実施していても、神戸市ホームページに掲載を希望しない医療機関もありますので、一度受診予定の医療機関等の受付にお問い合わせしてください。</p> <p><u>なお、県外での受診については、里帰り助成制度が使用できますので、そちらを参照してください。</u></p> <p><u>(Q.15 以降参照)</u></p>
10	神戸市1か月児健診受診券は利用できない(費用助成を実施していない)医療機関等で受診した、返金は可能か。	<p>兵庫県内の医療機関等で、神戸市1か月児健診費用助成実施医療機関等でない場合は、受診券の使用ができませんので、全額が自己負担となり、返金はありません。また、換金もできません。</p>
11	令和6年10月1日開始とあるが、令和6年9月30日までに受診した場合はどうなるのか。	<p><u>令和6年9月30日までに受診した1か月児健診は、費用助成(里帰り助成金)の対象にはなりません。</u></p> <p>健診にかかった費用の全額を医療機関等の受付でお支払いください。</p>
12	令和6年10月1日以降に、1か月児健診を受診したが、医療機関等で受診券を受け取る前だった。どうすれば良いか。	<p>1か月児健診を受診した医療機関等の受付にお問い合わせください。</p>
13	令和6年10月1日以降で、こどもが生後1か月を過ぎていれば、いつ受けても費用助成の対象になるのか。有効期間はあるのか。	<p><u>1か月児健診の受診時期は原則、こどもが生後28日から生後6週に達しない(生後41日)期間での受診としています。</u>それ以外の時期の受診は費用助成の対象にならない可能性がありますので、受診予定または受診した医療機関を通じて、神戸市家庭支援課(078-322-6540)にお問い合わせいただくようにご案内ください。</p>
14	こどもが未熟児等で入院中の場合、受診券はどうすれば良いか。	<p>未熟児や治療中等の理由で入院中であっても、神戸市1か月児健診費用助成を実施する医療機関等の判断で、受診券に適合する健診を実施し、診察した医師のサインがある場合は受診券を有効と取り扱い、1か月児健診費用助成の対象となります。</p> <p>ただし、<u>医療機関等の判断で健診ではなく保険診療の治療を代わりに実施した場合など、受診券の記入がない場合は、1か月児健診費用助成は受けられません。</u></p>

1 か月児健診における里帰り助成金（兵庫県外での受診）の申請		
15	令和6年9月30日までに母子健康手帳を受け取ったが、兵庫県外に里帰りして出産予定である。受診券はどうやって受け取れば良いのか。	令和6年9月30日までに母子健康手帳を受け取られた方は、経過措置として神戸市ホームページに9月中旬頃に掲載いたします、「 <u>県外里帰り用神戸市1か月児健診受診券</u> 」を各自で印刷し、医療機関等に渡して受診してください。 郵送での配布はしておりませんので、ご了承ください。
16	1か月児健診の里帰り助成金の申請に必要な書類は何か。	①里帰り助成金申請書（様式第1号）、②受診券（原本）、③領収書の写し、④明細書の写し、⑤申請者（保護者）本人名義の口座確認書類のコピーをご用意ください。 ただし、里帰り助成金申請書は、1か月児健診の枠がある、「 <u>神戸市妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査里帰り助成金申請書</u> 」をご使用ください。様式は令和6年10月1日より神戸市ホームページに掲載いたします。
17	申請に期限はあるか。	妊産婦健診・聴覚検査と同じく、出生日（分娩日・妊娠の終了日）から8か月以内に申請してください。
18	令和6年10月1日以降に1か月児健診を受診したが、神戸市の受診券を使用せずに受診し、妊産婦聴覚を先に里帰り助成金の申請をしてしまった。後から1か月児健診だけ里帰り助成金の申請はできるか。	1か月児健診だけで里帰り助成金をご申請いただけます。 <u>診察した医師の記入済の受診券と様式第1号の申請書、その他必要な書類を添えていただき、申請期限内に申請してください。</u> その場合、「 <u>神戸市妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査里帰り助成金申請書</u> 」の1か月児健診の箇所だけ記入してください。
19	1か月児健診の里帰り助成金の申請は、父親等の保護者でも可能か。	1か月児健診のみ、または1か月児健診と聴覚検査の2つだけを申請する場合は、申請者は保護者等でも構いません。その場合、口座名義人と申請者は同じにしてください。 妊婦健診や産婦健診もまとめて申請する場合は、申請者及び口座名義人は妊婦（産婦）本人となります。